

本年の植物検疫を顧みて

農林省横浜植物防疫所 清水恒久

はじめに

私が初めて植物検疫の仕事に足を踏み入れた昭和10年ごろのわが国の輸出入植物検疫の対象は、種苗と生果実とがおもなものであった。当時植物の輸入が認められていた港は全国で22カ所、その陣容も専任の植物検疫官4名、同官補26名のわずか30名であった。34年後の現在、植物の輸入指定港は67、そのほか特定の貨物だけ輸入できる港が21、植物防疫所の定員は423名となり、検査対象も、穀類、木材の大量貨物から種苗、生果実、野菜、生植物、さらに香辛料原料から漢薬原料に至るまで多種多様にわたっている。往時に比べてまさに隔世の感にたえない。

植物検疫のこのような変化は、年とともにますますはげしさを加えている国際間の物と人の交流、それといよいよ複雑となってきた病害虫の発生機構などが起因しているといえよう。まさに止まることを知らない検疫量の増加であり、この数年来植物防疫所の多忙さは目をおおうばかりのものがある。幸いにこの2、3年、関係の方の深いご理解ご配慮によって、きわめて困難な情勢下にありながら、職員の増員、事業費の増額が毎年認められており、本年度の予算は5億6千万円を多少上回った。予算的に、ようやく陽のあたる役所の仲間入りができたというのが現状である。

このたびはからずも、本年の植物検疫を顧みてという標題で本誌の原稿執筆を依頼されたが、このような点が多少とも影響したことではないかと思っている。

ところで、いざ執筆ということで本年をふりかってみると、この1年は思いがけず重大問題が次々と起こっている。植物検疫史を飾るであろう歴史の流れの中に現在自分自身が身を置いているのであるという実感のせまる思いがする。植物防疫官を外国に派遣して消毒を確認させ、それにより禁止の対象となっていた物を輸入できる道が開かれた年であり、また誘引物質を利用した害虫の撲滅作業が本格的に推進された年でもある。その他にもいくつかの指を折る重要な問題があった。おおざっぱな回顧になると思うが、以下本年の植物検疫を顧みることしたい。

I 輸入関係

まず最初に述べなければならない問題は、やはりハワイのソロ種パパイヤの輸入解禁である。ハワイはチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエの発生地であり、わが国が植物検疫を開始して以来、同地産のすべての生果実の輸入を禁止してきた。しかし、昭和39年以降の検討によって、ソロ種パパイヤについては植物検疫技術上の問題が解決をみたので、わが国から植物防疫官を派遣して現地で蒸熱処理またはエチレンダイブロマイドによるくん蒸を確認させ、輸入を認めることになった。これに関する農林省令などの改正は植物防疫法に基づく公聴会を経て3月19日付けで行なわれた。検疫技術の確立によって禁止品を解除したこと、また、植物防疫官を外国に派遣して実質的な輸入検疫を現地で行なう先例を開いたこと、この二つの観点から、ハワイ産パパイヤの解禁はきわめて重要な意味を持っている。南アフリカ共和国産のオレンジ、台湾産のポンカン、その他各国から生果実の輸入禁止解除について強い要請が寄せられている際であり、植物検疫に新しい方向を開いた意義はきわめて大きいものがある。と同時に、検疫技術の進歩が、このような道を可能にしたことをたいへんよろこばしく思う次第である。

次に輸送革命といわれるコンテナ専用船が昨秋から運航を開始したが、昨年の南回り北米航路に加えて本年はオーストラリヤ航路が加わり、いよいよ本格的なコンテナ時代に突入した。コンテナは“door to door”が生命であり、検疫は水際作戦が使命である。このため両者の間には本質的に相入れないものが存在しているが、われわれ検疫側としては、コンテナの機能ができる限りそこなわないようにしながら植物検疫の目的を全うする検査、消毒方法の確立に努力しており、この1年はその技術開発に明け暮れた。一昨年からとりかかっているコンテナ専用くん蒸車の試作などによって、技術的にはある程度のメドがつきつつあるが、なお未解決の点が残されており、これについては業界など関係者のなお一層のご協力を願ってやまない。

危害防止の進展も大きな問題であった。植物検疫上の消毒には、どうしても有毒ガスの使用が不可欠であり、その使用をめぐって毎年各地でわずかとはい人命事故が発生している。消毒を有効かつ安全に行なうには、検疫環境を整備して、検疫処理を専門の士俵の上で行なう

ようによることが大切であり、くん蒸作業の責任体制確立と併行して、この環境整備に努力を傾注してきた。

その他、港における施設の面では千葉港に今までに見られなかった1基2,000tという巨大なサイロが出現したこと、入港機数の増大、機種の大型化に対応して空港検疫対策に力を尽したことなど、本年だけをみても検疫をとりまく環境は想像を上回る速度で刻々と変化している。こうした事態に対応して輸入検疫を進めていくには、検疫それ自体が柔軟な流動性を持たなければならず、すでにそうした時期に立ち至っていることを痛切に考えさせられた1年であった。

II 輸出関係

輸出検疫では、アメリカ向けの温州みかんとチューリップ球根に対する日米合同検査が第2年目を迎えた。検疫技術上の細部の扱いが昨年の経験からみて多少危惧されたが、本年は温州みかんの果園検査、チューリップ球根の輸出検査ともきわめてなごやかな雰囲気の中に無事終了した。あと、温州みかんの果実検査を残しているが、昨年の輸出量118,378箱を上回る25~30万箱の輸出が期待される。わが国からはパパイヤの輸入にからんで植物防疫官のハワイ派遣があり、アメリカからは温州みかん、チューリップの輸出のため検査官が来日するという制度が軌道に乗り、いよいよ国際検疫の名にはじない国際的視野の時代となってきたといえよう。

次に、植物の輸出検査といえば、従来、球根、種子、青果、携帯品などが大部分であり、大量の穀類が輸出されるということなど想像できなかつたが、今年は大量の米の輸出検査という事態が突如出現した。これは韓国に対する日本政府からの貸与米であり、総量33万3千tに及ぶ大量の米が19港から数次にわたって積出された。輸出検査としては珍しい事例であると同時に貴重な経験を残した。

III 国内の防除と検疫関係

奄美群島の喜界ヶ島で昨年から開始されたミカンコミバエの撲滅実験事業は、わが国が初めて誘引物質を利用して害虫の撲滅を試みる本格的の防除作業であり、その成果が注目されている。この仕事は、鹿児島県が事業実施主体となっているが、技術的な面では植物防疫所が全面的に協力しており、われわれとしては事業の結果に大きな関心を抱いている。もし成功すればわが国の緊急防除

史を飾るだけでなく、世界的にも害虫撲滅の成功例として大きく評価されることになろう。輸入検疫でのハワイ産パパイヤ解禁に匹敵する本年の印象的な事業である。

次いで返還2年目を迎えた小笠原の防除問題が頭に浮んでくる。目下のところは同諸島に発生しているミカンコミバエ、オガサワラミバエ、アリモドキゾウムシ、アフリカマイマイ、エジプトワタフキカイガラムシなど9種類の本土未発生の重要な害虫を対象とし、これらを本土にまん延させないための植物の移動検査、取り締まりが父島に駐在している植物防疫官の仕事の主体となっているが近く当然着手することにならうミカンコミバエの撲滅作業にそなえ、本年はミバエの発生密度、発生消長、寄主の確認などの基礎調査にもかなりの力をさいた。その結果新しい寄主も発見されており、相当な成果をあげたものと考えている。

現在、植物防疫所が行なっている国内検疫とは直接の関係はないが、東北地方におけるリンゴ黒星病の発生と、各地でスイカに大害を与えたCGMMVの発生もふれなくてはならない問題と思う。植物防疫所では現在、植物防疫法の指定種苗である種馬鈴しおについて直接検疫を実施しているが、リンゴ黒星病やスイカのCGMMVなど、種苗によりまん延する新病害については大きな関心を抱くものであり、国内におけるまん延をできるかぎり阻止するためにも積極的な対策がとられるべきことを念願する次第である。

おわりに

以上、本年の植物検疫をふりかえってとくに印象に残る問題を思いつくまま記したまでであるが、考えてみると、羽田国際空港においての輸入検疫で昭和35年以来10年ぶりにチチュウカイミバエを発見し、これを未然に阻止したこと、また、北海道の種馬鈴しお検疫において数年ぶりに輪腐病が発見されたことなども記録としては重要なことがらであった。

現在、世界中はあたかも国内の都市相互間を行き来するように近くなり、人も物もまことに移動がはげしい。このような時代になると、植物検疫は流通上障害を与える反時代的存在のようにみられやすい。しかし、植物の生産が行なわれていて、植物を病害虫からまもる人類の戦いの一つとして植物検疫の必要性はいささかも失なわれるものではないと確信している。最後に一層のご理解とご協力を願いして筆をおくこととする。